

## 指定管理者施設管理運営評価書(令和4年度)

		部	生活環境部	課	地域生活課		
施設名	室蘭市地域交流センター	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日				
1. 指定管理者の名称・所在地							
【名称】 石川町会							
【所在地】 室蘭市石川町138番地14							
2. 施設の概要							
【所在地】 室蘭市石川町166番地4							
【開設年月日】 平成14年9月30日							
【施設内容】 敷地面積：1999.92㎡ 延床面積：374.30㎡ 構造：木造平屋建 施設設備：集会室、事務室兼会議室、多目的研修室、和室、料理研修室、男女トイレ、多目的トイレ 付帯施設：駐車場15台収容							
3. 事業の概要、自主事業							
【開館時間・休館日】 開館時間：午前9時から午後10時まで 休館日：12月29日から1月3日							
【事業】 目的：市民の地域交流、文化活動、学習、研修等の機会の充実を図る 業務内容：施設の使用許可等に関する業務、施設の運営及び維持管理に関する業務、施設の安全対策に関する業務							
【自主事業】 ・小物作り&食事会（新型コロナの影響により中止） ・出前講座&レク							
4. 利用実績							
令和4年度開館日数 285日							
年度	利用件数(専用利用、単位:件)		利用者数(個人利用、単位:人)				
H30	186		2,311				
R元	176		1,898				
R2	156		1,424				
R3	151		1,327				
R4	211		1,774				
前年度比	60	140%	447	134%			
5. 収入・支出の推移							
(単位:千円)							
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
						計画	実績
収入	料金収入等	137	130	131	127	133	165
	委託料	2,619	2,675	2,734	2,734	2,357	2,357
	コロナ感染症対策 休館分の委託料増額分		13	27	0	0	0
支出	管理経費	2,465	2,536	2,228	2,544	2,490	2,301
収入－支出		291	282	664	317	0	221

<b>6. 評価の視点及び評価</b>	
<b>1 施設運営</b>	
(1)条例に基づく施設の運営	(5)利用者意見の把握と反映
(2)施設の目的に沿ったサービス提供	(6)関係団体等との連絡調整等
(3)職員体制	(7)利用実績
(4)利用者の安全確保、緊急時の対応	(8)個人情報保護
<b>評価</b>	<b>評価の内容</b>
○	事故未然防止のため安全点検、利用者の安全確保対策により安全性を十分に確保している。市及び関係機関への連絡・報告・指示に対応する体制も整っている。地域住民のニーズに応えるサービス提供もなされており、利用者からの苦情やトラブルも特段なく良好な運営状況となっている。
<b>2 自主事業</b>	
(1)自主事業はサービス向上に役立ったか	
(2)自主事業の実施実績	
(3)サービス向上への努力	
<b>評価</b>	<b>評価の内容</b>
○	11月と2月に予定していた自主事業のうち、11月の小物作り&食事会についてはコロナにより中止した。2月予定分はコロナ感染が少し収まった3月に実施。前半は消費生活センターの出前講座で詐欺被害について学び、その後「モルック」で頭と体を使うレクレーションを行い、手作りの食事を配布。参加者は町内の高齢者で、経費をあまりかけない中で、参加者に合わせた内容となっており、好評だった。
<b>3 施設管理</b>	
(1)建物・設備等の保守管理	(4)指定管理者が行う修繕
(2)備品の管理	(5)業務の外部委託
(3)清掃・警備・除雪・衛生管理	(6)管理の記録
<b>評価</b>	<b>評価の内容</b>
○	備品の管理や清掃・除雪等が適切に行われており、市民が利用しやすい環境づくりに常に配慮している。
<b>4 歳入歳出</b>	
(1)管理費用の経理及び管理	(3)利用料金の収入実績
(2)利用料金の取扱い	
<b>評価</b>	<b>評価の内容</b>
○	収入が少ない分、歳出を抑えるなどの独自の工夫が見られる。
<b>7. 総合評価及びその他特記事項(現状又は今後の管理運営について)</b>	
<p>利用実績については、提案時の利用料金の124%となっており、前年度対比でも、約130%となった。令和4年度は新型コロナウイルスによる休館がなく、コロナ以前の水準まで利用数が戻り、平成30年の利用料金改定後、最も高い利用料金収入となった。</p> <p>管理運営については、少ない費用の中で工夫して行われており、利用者へのサービス向上に尽力されている。</p>	
<b>8. 指定管理者から市への要望事項</b>	
<p>駐車場アスファルト舗装の範囲拡大</p> <p>【市の考え方】 現状、駐車場の一部はアスファルト舗装されており、それ以外の場所についても駐車に支障ないため、利用状況等を考慮しても拡大するのは難しい。</p>	
<b>9. 利用者からの意見、要望等</b>	
<p>特になし</p> <p>【指定管理者としての対応】</p>	